

# 福岡市 地区計画の都市計画決定内容一覧表

## ■一般型の地区計画

..... 建築基準法に基づき条例化されている事項  
 ..... 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R4年12月22日現在

区別	番号	地区名	区域面積	地区整備計画														計画決定・変更年月日(当初)	建築条例施行年月日(当初)			
				面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項														土地利用・その他		
						建築物の用途制限		容積率		条件による容積率の制限		建ぺい率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ	形態意匠				緑化率	垣・さく
						(◎建築できるもの)(×建築できないもの)	H(%)	L(%)	条件	H(%)	H(%)											
東1		下原二丁目	3.1																H13.5.7 (S60.4.30)			
東2		下原四、五丁目	5.3	1.3	緑地							30		○						H13.5.7 (S60.4.30)	H16.9.27 (H8.3.1)	
東3		高美台一丁目	0.6																	H13.5.7 (S60.4.30)		
東4		唐原四、五丁目	8.6	8.6	道路															H9.2.27 (S60.4.30)		
東5		名子三丁目	13.3	10.4	道路															H9.2.27 (S60.4.30)		
東6		松田三丁目	23.7	23.7	道路															H9.2.27 (S60.4.30)		
東7		三苫	54.2	50.6	道路	市街地形成誘導 低層住宅保全						180			○					H15.9.4 (S60.4.30)	H15.12.18	
東8		三苫三丁目	4.5																	H13.5.7 (S60.4.30)		
東9		青葉四丁目	7.6	7.6		※×寄宿舍、下宿 ※×長屋、共同住宅(50㎡未満) ※×別表第二(い)第三～九号 ※×3戸以上の長屋						200								H13.10.15 (H4.5.18)	H14.2.25	
東10		香椎四、六丁目	2.0	2.0		×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場														H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
東11		千早六丁目	1.4	1.4	道路	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場								○						H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
東12		舞松原駅前	4.7	4.7	緑道									○						H13.5.7 (H5.2.25)	H5.10.1	
東13		香椎副都心土地 画整理	66.3	39.6		×1,2階部分住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×その他 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×その他 ×倉庫、危険物貯蔵・処理 ×店舗型風俗 ×危険物貯蔵・処理 ×店舗型風俗 ×危険物貯蔵・処理	200				1000			○						H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1	
東14		筥崎土地 画整理	28.0	13.9		×店舗型風俗 ×風俗営業									○					H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1	
東15		和白東一、二丁目	11.8	11.8	道路															H8.4.1		
東16		みどりが丘	31.5	3.0		×寄宿舍、下宿 ×長屋、共同住宅(50㎡未満)					200			○	10					H13.10.15		
東17		下原・香椎駅東	17.5	12.2	道路 通路						※200			○		○				H16.4.26	H16.9.27	
東18		アイランドシティ 照葉住宅	23.7	23.7	緑地	中高層住宅環境形成 戸建住宅環境形成					※50	200		○	10					H17.12.1	H18.2.27	
東19		舞松原六丁目	1.1	1.1		◎一戸建住宅 ◎公民館、巡査派出所、公衆電話所等					200			○	軒高 7					H19.3.15	H19.12.20	
東20		香椎照葉三丁目東	10.2	10.2	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等 ※×ボーリング場、スケート場、水泳場等					500			○		○	※30			H19.10.15	H19.12.20	
東21		アイランドシティセン ター	8.6	8.6		×マージャン屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×別表第二(と)第二号、第三号の工場 ×倉庫、危険物貯蔵・処理					1000					○	20	○		H20.10.20	H20.12.22	
東22		東浜一丁目	4.9	4.9		×風俗全般 ×別表第二(ほ)第二号、第三号の建築物					2000					○	10			H22.10.7	H22.12.27	
東23		香椎照葉二丁目北	1.1	1.1		◎別表第二(ろ)	80				※50	200		○	10					H23.1.24	H23.2.24	
東24		香椎照葉四丁目東	2.9	2.9	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等 ※×ボーリング場、スケート場、水泳場等					500			○		○	※30			H23.1.24	H23.2.24	
東25		香椎駅周辺 土地画整理	20.7	17.6		×店舗型風俗 ×店舗型電話異性紹介営業															H24.3.19	H24.7.2
東26		香椎照葉北エリア 戸建住宅	7.6	7.6		◎別表第二(ろ)	80				※50	200		○	10					H24.3.19	H24.7.2	
東27		アイランドシティセン ター北	13.6	13.6		×マージャン屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×別表第二(と)第二号、第三号の工場 ×倉庫、危険物貯蔵・処理					1000			○		○	20	○		H27.1.5	H27.2.26	
東28		香椎照葉三丁目西	7.6	7.6	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等					500			○		○	20	○		H27.9.28	H27.12.24	
東29		香椎照葉六、七丁目集 合住宅	4.8	4.8	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等					500			○		○	30 20			H28.12.22	H29.2.27	
東30		香椎照葉二、七丁目	7.9	7.9							200			○		○	20	○		H28.12.22	H29.2.27	
東31		香椎照葉五丁目	8.7	8.7	広場	※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等					500			○		○	20	○		H28.12.22	H29.2.27	
東32		下原四丁目	3.1	3.1		×別表第二(ほ)第二号 ×別表第二(と)第三号、第四号、第六号 ×別表第二(り) ×風俗全般					1000			○		○	10	○		H29.9.21	H29.12.21	
東33		香椎照葉六、七丁 目東	19.4	19.4	広場	◎別表第二(ろ) ×別表第二(に)第三号 ×別表第二(ほ)第二号、第三号	80				※50	200		○	10			○		H30.9.20	H30.12.19	

■一般型の地区計画

..... 建築基準法に基づき条例化されている事項  
 ..... 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R4年12月22日現在

区別	番号	地区名	区域面積	地区整備計画														計画決定・変更年月日(当初)	建築条例施行年月日(当初)	
				面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項										土地利用・その他				
						建築物の用途制限		容積率		条件による容積率の制限		建ぺい率	敷地面積	建築面積	壁面位置		高さ			形態意匠
(◎建築できるもの)(×建築できないもの)	H(%)	L(%)	条件	H(%)	H(%)	L(m <sup>2</sup> )	L(m <sup>2</sup> )		H(m)		L(%)									
博多区	博1	榎田	33.2	33.2	道路	×住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿													H8.4.1 (S60.4.30)	
	博2	金の隈二丁目	1.7	1.7		◎別表第二(い)	60				40				○	10			H13.5.7 (S60.4.30)	
	博3	下月隈正手	8.2	8.2		沿道利便住宅・利便	100				50								H8.4.1 (H4.5.18)	H5.10.1
	博4	浦田一丁目	1.3	1.3		×別表第二(に)第二号の工場	60				40								H8.4.1 (H5.2.25)	H5.10.1
	博5	住吉一丁目	4.2	4.2											○		○		H5.2.25	H5.10.1
	博6	東光一、二丁目	5.0	5.0		×風俗全般					敷地<200m <sup>2</sup>	200							H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	博7	中洲中島町	0.7	0.4	通路	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場									○		○		H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	博8	博多駅前一丁目	2.5	1.8							敷地<200m <sup>2</sup>	400							H5.2.25	H5.10.1
	博9	博多駅南五丁目	4.5	4.5		×風俗全般					敷地<200m <sup>2</sup>	200							H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	博10	東比恵駅周辺	5.1	5.1		×風俗全般					敷地<200m <sup>2</sup>	200							H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1
	博11	千代一丁目	1.6	1.6	通路	×風俗全般									○		○		H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1
	博12	半道橋二丁目	2.4	2.4	通路広場	×風俗全般					敷地<500m <sup>2</sup>	200			○		○		H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1
	博13	南本町二丁目	1.3	1.3	通路	×風俗全般					敷地<200m <sup>2</sup>	200			○		○		H12.1.13 (H8.4.1)	H8.7.1
	博14	中央ふ頭	16.8	16.8		※◎会議場、展示場、ホテル等						500			○		○		H9.2.24	H9.6.19
	博15	竹下一丁目	0.9	0.9		×風俗営業 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)					敷地<200m <sup>2</sup> ※壁面制限	200	200		○		○		H15.3.6	H15.7.7
	博16	吉塚駅西口	5.0	5.0		×風俗営業							200		○		○		H16.4.26	H16.9.27
欠番																				
博18	石城町・沖浜町	4.1	4.1		×マージャン屋、パチンコ屋等 ×風俗全般 ×カラオケボックス等 ×別表第二(ぬ)第三号、第四号の建築物												○		H20.10.20	H20.12.22
博19	東比恵三・四丁目	0.9	0.9		※×共同住宅 ×風俗全般 ×別表第二(か)の建築物					敷地<200m <sup>2</sup>	200			○		○		H22.1.25	H22.2.25	
博20	祇園町	1.5	1.5	広場通路	※×店舗型風俗 ×別表第二(へ)第二号の建築物 ×別表第二(と)第三号の建築物						500			○		○	※10		H22.9.16	H22.12.27
博21	東月隈四丁目	1.2	1.2	通路	×一戸建ての住宅 ×共同住宅・長屋(35m <sup>2</sup> 未満) ×別表第二(に)第二号～第六号の建築物	150					200			○		○	第一種15m高度地区の内容	H23.9.1	H23.12.22	
博22	空港前第二土地区画整理	0.6	0.6		◎別表第二(ろ) ×寄宿舍・下宿・3戸以上の共同住宅等 ◎自動車庫・倉庫(20m <sup>2</sup> 以内)						165			10		○	○	H25.3.25	H25.7.1	
博23	那珂六丁目	9.7	9.7	広場通路	×別表第二(い)第一～三号 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ×別表第二(り)第二号、第三号 ※×風俗全般						5000			○		○	20	○	R2.3.23	R2.6.25
博24	竹丘町三丁目	3.1	3.1	広場通路	×別表第二(ほ)第二号 ×別表第二(へ)第二号 ×別表第二(と)第三号 ×別表第二(か) ×危険物貯蔵処理、風俗営業						200	1000		○		○	※第二種20m高度地区の内容	R4.11.14	R4.12.22	
※住宅等の用途に供する部分の床面積の合計の各敷地面積の合計に対する割合																				
※×危険物貯蔵処理																				
中1	大宮一、二丁目	2.0	2.0		×風俗全般													H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
欠番																				
中3	天神一丁目第2	1.1	1.1	通路	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場									○		○		H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
欠番																				
中5	天神二丁目第1	2.9	1.7	通路広場	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場									○		○		H14.5.2 (H5.2.25)	H5.10.1	
中6	天神二丁目第2	2.2	2.2							※敷地<200m <sup>2</sup> ※壁面制限	500							H5.2.25	H5.10.1	
中7	六本松四丁目	0.9	0.9		×風俗全般					敷地<200m <sup>2</sup>	200							H12.1.13 (H5.2.25)	H5.10.1	
中8	薬院大通り西	1.1	0.4	通路広場	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)						500			○		○		H13.11.29	H14.2.25	
中9	渡辺通駅北	2.5	2.5		×風俗全般 ※×マージャン屋、パチンコ屋等 ※×倉庫業、工場、危険物の貯蔵処理 ※×住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿									○		○		H19.10.15	H19.12.20	
欠番																				
欠番																				

■一般型の地区計画

..... 建築基準法に基づき条例化されている事項  
 ..... 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R4年12月22日現在

区別	番号	地区名	区域面積	地区整備計画														計画決定・変更年月日(当初)	建築条例施行年月日(当初)			
				面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項														土地利用・その他		
						建築物の用途制限		容積率		条件による容積率の制限		建ぺい率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ	形態意匠				緑化率	垣・さく
						(◎建築できるもの)(×建築できないもの)	H(%)	L(%)	条件	H(%)	H(%)											
南区	南1	柏原	3.0	3.0	道路公園														S60.4.30			
	南2	市崎一丁目	1.9	1.9	×風俗全般			敷地<200m <sup>2</sup>	200											H12.1.13(H5.2.25)	H5.10.1	
	南3	大楠二丁目	0.9	0.9	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場							○		○						H12.1.13(H5.2.25)	H5.10.1	
	南4	大楠三丁目	0.4	0.4	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場			敷地<200m <sup>2</sup>	200											H12.1.13(H5.2.25)	H5.10.1	
	南5	大橋三、四丁目	1.9	1.9	×風俗全般			敷地<200m <sup>2</sup>	200											H12.1.13(H5.2.25)	H5.10.1	
	南6	清水三丁目・玉川町	2.3	2.3	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場															H12.1.13(H5.2.25)	H5.10.1	
	南7	中尾一、二丁目	0.5	0.5	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場															H12.1.13(H5.2.25)	H5.10.1	
	南8	野多目三丁目	6.4	6.4	×別表第二(ほ)							○	12	○						H13.5.7(H8.4.1)	H8.7.1	
	南9	野間二丁目	2.8	2.8	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場						※200				○					H16.4.26	H16.9.27	
	南10	野間三、四丁目	3.6	3.6	×風俗全般 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場						※200			※斜線制限	○					H16.4.26	H16.9.27	
	南11	多賀一丁目・高宮五丁目	5.3	3.3	※×共同住宅・長屋(33m <sup>2</sup> 未満又は居室数1)									※10	※○3F以下		○			H21.4.23(H18.10.19)	H18.12.28	
	南12	若久団地	9.1	9.1	道路公園 緑道 通路 緑地 広場	×一戸建ての住宅 ×共同住宅・長屋(35m <sup>2</sup> 未満) ×一戸建ての住宅 ×1階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ※◎別表第二(い)(共同住宅等を除く)						500		○	25 15 ※15		○	30	○		H24.12.27	H25.2.25
	南13	長住三丁目	0.4	0.4	※×共同住宅・長屋(35m <sup>2</sup> 未満) ×マージャン屋、ぼちんこ屋等 ×カラオケボックス等									○	20	○	20	○			H25.9.9	H25.12.26
城南区	城1	神松寺三丁目	2.0	2.0	緑地								○							H5.2.25	H5.10.1	
	城2	友丘三丁目第1	0.8																	H18.10.19(H5.2.25)	—(H5.10.1)	
	城3	友丘三丁目第2	1.1	1.1				※壁面制限	80				○							H9.2.27(H8.4.1)	H9.6.19(H8.7.1)	
	城4	鳥飼六丁目	0.7	0.7	×風俗全般			※敷地<200m <sup>2</sup> ※壁面制限	200											H12.1.13(H5.2.25)	H5.10.1	
	城5	西片江一丁目	3.3	3.3	緑地	※◎大学の施設類				40			○	15(最低地盤から)	○					H9.2.24	H9.6.19	
	城6	松山二丁目	1.0	1.0	×風俗営業 ×別表第二(へ)第二号の工場 ×別表第二(と)第三号の工場										○					H16.4.26	H16.9.27	
	城7	茶山三丁目	3.9	3.9	×共同住宅・長屋(35m <sup>2</sup> 未満)						165		○	※10	○	10	○			H28.12.22	H29.2.27	
早良区	早1	小田部	15.3	15.3	道路															S60.4.30		
	早2	田村一、二丁目	18.1	18.1	道路															H9.2.27(S60.4.30)		
	早3	地行浜・百道浜	135.2	50.4	※◎観覧場、劇場、映画館等								○		○					H13.5.7(H1.9.13)	H2.4.1	
	早4	有田五丁目	2.8	2.8	通路			※100			※50									H5.2.25	H5.10.1	
	早5	城西三丁目	2.8	2.8				敷地<200m <sup>2</sup>	200											H5.2.25	H5.10.1	
	早6	藤崎二丁目	2.9	2.9	※◎専用住宅、×共同住宅等						150		○	※1低並(道路中心から)						H12.1.13	H12.2.28	
	早7	室見一丁目	4.6	4.6	※◎住宅、共同住宅、診療所、理髪店等			150						○	10	○	3F以下			H14.5.20	H14.9.26	



■一般型の地区計画

..... 建築基準法に基づき条理化されている事項  
 ..... 建築等の行為に際し、協議だけで足りる地区（届出不要）

R4年12月22日現在

区別	番号	地区名	区域面積	地区整備計画														計画決定・変更年月日(当初)	建築条例施行年月日(当初)			
				面積(ha)	地区施設	建築物等に関する事項														土地利用・その他		
						建築物の用途制限		容積率		条件による容積率の制限		建ぺい率	敷地面積	建築面積	壁面位置	高さ	形態意匠				緑化率	垣・さく
						(◎建築できるもの)(×建築できないもの)	H(%)	L(%)	条件	H(%)	H(%)											
西1	生の松原三丁目	1.7	1.7	道路公園															H9.2.27 (S60.4.30)			
西2	生松台	42.5	39.8		×別表第二(い)第三、五～七号 ×長屋、診療所					200									H13.5.7 (S60.4.30)	H13.10.1		
西3	泉一、二丁目	13.6																	H13.5.7 (S60.4.30)			
西4	周船寺	2.5	2.5	道路公園															S60.4.30			
西5	野方	2.8																	H13.5.7 (S60.4.30)			
西6	横浜一丁目	25.5																	H13.5.7 (S60.4.30)			
西7	室見が丘	43.7	39.2		×別表第二(い)第三号					200									H18.10.19 (H4.5.18)	H18.12.28 (H5.10.1)		
西8	西の丘	沿道	43.7	43.7	緑地通路	×別表第二(ほ)第二、三号				500		○	55 (標高)	○					H13.10.15 (H4.5.18)	H14.2.25 (H8.7.1)		
		コミュニティ 低層住宅				×別表第二(い)第三号			200													
西9	横浜三丁目	19.2																	H13.10.15 (H4.5.18)			
西10	西福岡マリナタウン	19.3	19.3									○		○					H5.2.25	H5.10.1		
西11	姪浜駅南	53.8	53.8		×店舗型風俗														H18.10.19 (H5.2.25)	H5.10.1		
西12	泉・周船寺	2.6	2.6	通路								○	15						H8.4.1	H8.7.1		
西13	今宿青木	4.7	4.7	通路						500		○		○					H13.10.15	H14.2.25		
西14	拾六町・橋本	10.5	10.5	道路	×戸建専用住宅(外環状道路沿道)							○	※斜線制限						H13.10.15	H14.2.25		
西15	田尻土地 区画整理	まち中心形成 中層住宅 地区生活 低層住宅	41.1	40.4		◎別表第二(ろ)				200		○	15	○					H16.3.11 (H13.10.15)	H15.7.7		
		×長屋、共同住宅(35m未満)						※40	※180 ※200													
西16	伊都土地 区画整理	商業	133.8	133.8	通路	×1階部分住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ×店舗型風俗、倉庫 ×危険物貯蔵・処理				※300		○										
		沿道1																				
		沿道2																				
		住宅1															10	○				
		住宅2																				
住宅3																						
住宅4																						
西17	愛宕浜一、四丁目	13.5	13.5		◎一戸建住宅 ◎二戸以下の長屋 ◎別表第二(い)第二号、第四号、第九号 ◎兼用住宅(診療所の用途に限る)					180		○	10	○					H16.4.26	H16.9.27		
西18	橋本駅 周辺	拠点-1	24.0	24.0	広場 通路公園	×マージャン屋、パチンコ屋等 ×危険物貯蔵処理、風俗営業 ×戸建専用住宅(外環状道路沿道)				500												
		拠点-2				×マージャン屋、パチンコ屋等 ×危険物貯蔵処理、風俗営業 ×戸建専用住宅	※100		500		○			※10								
		沿道-1				×マージャン屋、パチンコ屋等 ×危険物貯蔵 ×戸建専用住宅(外環状道路沿道)			300													
		沿道-2				×戸建専用住宅(外環状道路沿道)			200													
		沿道-3				×マージャン屋、パチンコ屋等 ×危険物貯蔵処理、風俗営業	※100		300									※10				
		住宅-1							165		○											
		住宅-2							165		○											
西19	千里	10.6	10.6	道路	×マージャン屋、パチンコ屋等 ×カラオケボックス等 ×戸建専用住宅(外環状道路沿道)				200			20	○						H19.10.15	H19.12.20		
西20	元岡	区画整理1	20.2	20.2						500			20									
		区画整理2									15											
		区画整理3									300		○									
		既存集落1				◎別表第二(は)	100															
		既存集落2				◎別表第二(い)	80		50	165							15 10					
西21	今宿青木南	4.9	4.9	緑地	×住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ×風俗全般 ×劇場等					9000			20	○	25				H23.4.25	H23.6.30		
西22	今津	4.9	4.9		◎別表第二(ろ) (寄宿舎、下宿、35m未満の共同住宅及び長屋を除く)	60			40	200		○	10 北側斜線	○	30	○			H25.6.20	H25.9.26		
西23	拾六町団地	1.3	1.3	広場 通路	×共同住宅、長屋(35m未満) ×1階部分共同住宅、長屋											20	○		H31.3.14 (H25.9.9)	R1.6.27 (H25.12.26)		
西24	飯氏	西	4.0	4.0	道路	×別表第二(に)第三号 ×別表第二(ほ)第二、三号				※300 ※165		○								H30.3.29	H30.6.22	
		東							300													
西25	元岡西	1.7	1.7							165		○		○					H30.3.29	H30.6.22		
西26	石丸四丁目	2.7	2.7	広場 通路	×別表第二(ほ)第二号 ×別表第二(と)第三号、第六号 ×別表第二(り)第二号、第三号 ×別表第二(め)第一号、第二号、第三号 ×風俗全般					1000		○		○	10	○			H30.3.29	H30.6.22		
西27	北原・田尻	区画整理1	20.1	20.1	道路	×別表第二(ほ)第二号、×風俗全般				1000												
		区画整理2																				
		区画整理3																				
		区画整理4																				
		区画整理5																				
		区画整理6				×共同住宅、長屋(35m未満)								200		○						
		区画整理7				◎別表第二(い) ×共同住宅、長屋(35m未満)	80			50												
		既存集落1				◎別表第二(い) ×共同住宅、長屋(35m未満)	80			50				150								
既存集落2	×共同住宅、長屋(35m未満)								165													
既存集落3	×共同住宅、長屋(35m未満)								200													
既存集落4																						
合計	117地区 (うち地区整備計画区域109地区)	1360.1 ha	1104.2 ha	51 地区		84 地区	14 地区	1 地区	18 地区	14 地区	50 地区	0 地区	66 地区	31 地区	67 地区	24 地区	39 地区	1 地区	117 地区	97 地区		

■再開等促進区を含む地区計画

.....建築基準法に基づき条例化されている事項

R4年12月22日現在

Table with columns: 区別, 番号, 地区名, 区域面積, 再開等促進区, 面積, 地区施設, 建築物等に関する事項, 計画決定, 建築条例. Includes sub-sections for 東区, 博多区, 中央区, and 早良区.

■集落地区計画

R4年12月22日現在

Table with columns: 区別, 番号, 地区名, 区域面積, 面積, 地区施設, 建築物等に関する事項, 計画決定, 建築条例. Includes a summary row for 1地区.

■総括表

R4年12月22日現在

Summary table with columns: 地区計画決定数, 区域面積, 面積, 地区施設, 建築物等に関する事項, 建築条例施行地区数.

- 注1) Hは最高限度、Lは最低限度
注2) ※は詳細規定等があるもの
注3) 別表第二とは、建築基準法別表第二略称です。
注4) 風俗全般は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、「風営法」という。)第2条第1項及び第6項に掲げる営業に供する建築物
注5) 店舗型性風俗(店舗型性風俗特殊営業)とは、風営法第2条第6項に掲げる営業に供する建築物
注6) 風俗営業とは、風営法第2条第1項または第6項に掲げる営業に供する建築物等
注7) 店舗型電話異性紹介営業とは、風営法第2条第9項に掲げる営業に供する建築物
注8) 集落地区計画の緑化率については、「建築物等の形態又は意匠の制限」の項目に定めているものです。

この一覧は、地区計画等の都市計画の決定内容について概要を示したものです。
地区計画整備の区域(区分)、地区施設等の配置、建築物等に関する各事項(特に※印の事項)など詳細につきましては、都市計画課(市役所4階)までお問い合わせください。

問い合わせ先
住宅都市局 都市計画部都市計画課
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1
TEL. 092-711-4388(直通)
E-Mail toshikeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

ホームページアドレス
○都市計画に関するホームページアドレス
○本市トップページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/toshi\_top.html
https://www.city.fukuoka.lg.jp/index.html